

問Ⅱ - 4 - ⑦（移行の登記を停止条件とした役員交代）

特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行する際に、理事及び監事が交代することはできますか。

答

- 1 旧民法法人の役員（理事及び監事）は、それぞれ一般社団・財団法人法の規定によって選任されたものとみなされることとされており（整備法第48条第1項）、特例民法法人の役員は、移行と同時に任期が満了する場合（問Ⅱ - 4 - ②参照）などを除き、移行後も引き続き役員を務めることとなります。
- 2 一方、移行を機に、役員数を減らしたり、メンバーを交代したいと考える場合には、以下の3及び4の方法により、移行の登記の際に、それまでの役員が退任し、又は新たな役員が就任することも可能です。
- 3 移行の登記の際に就任する役員を選任については、特例民法法人が社員総会等において理事又は監事を選任する際に、移行の登記を停止条件として、選任の決議をすることにより、行うことができます。
- 4 移行の登記の際に役員が退任するには、
 - ① 特例民法法人の現行の定款を変更し、移行の登記の時に役員が退任（任期が満了）する旨を定める方法（注）
 - ② 定款の変更の案において、移行の登記の時に、それまで役員であった者が退任（任期が満了）する旨を定める方法（注）
 - ③ 移行の登記を停止条件とした辞任届を作成し、移行の登記を停止条件として役員が辞任する方法などが考えられます。

（注）移行の登記の時に退任する役員についても、一般社団・財団法人法の任期に関する規律が適用されますので、退任する監事の任期が、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで」という法定の最短の任期を下回るようになるような場合には、このような定めを置くことはできません（一般社団・財団法人法第67条第1項）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第67条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その

任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2・3 (略)

整備法第 48 条 この法律の施行の際現に旧社団法人（第四十条第一項に規定する社団法人又は民法施行法社団法人をいう。以下この章において同じ。）又は旧財団法人（同項に規定する財団法人又は民法施行法財団法人をいう。以下この章において同じ。）に置かれている理事又は監事は、それぞれ一般社団・財団法人法第六十三条第一項（一般社団・財団法人法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定によって選任された理事又は監事とみなす。

2～4 (略)